

全国通訳案内士登録申請書類一覧表（長野県在住者用（国内在住者））

長野県観光スポーツ部観光誘客課

必要書類	新規	登録事項 の変更	再交付	備 考						
1 申請書 (様式あり)	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・新 規：全国通訳案内士登録申請書 (第四号様式 通訳案内士法施行規則第 十六条第一項関係) ・変 更：登録事項変更届出書 (第六号様式 通訳案内士法施行規則第 十九条第一項関係) ・再交付：登録証再交付申請書 (第七号様式 通訳案内士法施行規則第 二十条第一項関係) ※複数言語申請の場合は、言語毎に作成 ※申請書に記載する氏名及び住所 日本国籍を有する者 日本語…氏名・住所とも住民票等に記載されてい るもの 英 語…氏名のみローマ字で記載し、住所は記載 不要						
2 健康診断書 (様式あり)	○			・医師法（昭和 23 年法律第 201 号）による医師免許 の交付を受けた者による診断書で、3ヶ月以内に発行 したもの						
3 合格証書の 写し	○	(○) ※1	○	※1 転入の場合は必要						
4 宣誓書 (様式あり)	○			・氏名欄は自署捺印						
5 写真(2枚)	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・最近 6 ヶ月以内に撮影のもの ・無帽、正面、上半身、無背景 ・大きさ 縦 3.0 cm、横 2.4 cm ・カラー、モノクロどちらでも可 						
6 登録証		○	(○) ※2	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年 3 月 31 日までに交付された「通訳案内業 免許証」も、登録証とみなされます。 ※2 紛失の場合は発見時に返納すること 						
7 身分証明書の 写し	○	○	○	次の①から③のいずれかの提出が必要です。 ①：「運転免許証（両面）」 ②：「個人番号カード（マイナンバーカード）の写し （表面のみ*裏面は提出不可）」 ③：「在留カード、特別永住者証明書（いずれも両面）」 *窓口で申請する場合は、原本の提示を求める場合が あります。						
8 登録事項の 変更が行われ た事実を 証する書類		(○) ※3		<table border="1"> <thead> <tr> <th>変更事項</th> <th>必要書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住所変更</td> <td>※3 住所変更の場合は不要</td> </tr> <tr> <td>氏名変更</td> <td>戸籍抄本 (3 か月以内に発行され たもの)</td> </tr> </tbody> </table>	変更事項	必要書類	住所変更	※3 住所変更の場合は不要	氏名変更	戸籍抄本 (3 か月以内に発行され たもの)
変更事項	必要書類									
住所変更	※3 住所変更の場合は不要									
氏名変更	戸籍抄本 (3 か月以内に発行され たもの)									
9 手数料	5,400 円	4,200 円	4,200 円	・オンライン決済（ながの電子申請サービス）、または 県の収入証紙による						

- 「全国通訳案内士登録書」は各言語につき 1 枚発行します。
 複数の言語について登録する方は言語ごとに登録証の交付申請を行ってください。
 ○申請の手続きは、原則として申請者本人が行ってください。
 ○平成 27 年 4 月より住民基本台帳法に基づき、住民票の提出はなくなりました。

【窓口】

長野県観光スポーツ部観光誘客課（国際観光推進担当）
 所在地 長野市南長野幅下 6 9 2 - 2（長野県庁 本庁舎 2 階）
 電 話 0 2 6 - 2 3 5 - 7 2 5 2（直通）